

# 埼玉県主要農作物指定採種ほ等設置要領

平成 30 年 4 月 1 日

**第 1** 埼玉県主要農作物種子生産基本要綱（以下「要綱」という。）第 7 条に基づく指定採種ほの指定並びに同第 8 条に基づく指定原種ほ等の指定における条件その他必要な事項について、以下のとおり定めることとする。

**第 2** 指定採種ほについては、地域性並びに作物別及び品種別の条件を考慮して、おおむね下記基準を満たすほ場を指定するものとする。

(1) 指定の対象となるほ場

譲渡の目的をもって一般種子を生産する者が経営するほ場及び委託を受けて一般種子を生産する者が経営するほ場を対象とする。

ア 一般種子の生産が、他から委託を受けて行われる場合は、次によるものとする。

(ア) 受託者が、一般種子の生産方法に関して委託者の指導を的確に実行する能力を有していること。

(イ) 一般種子の生産が、委託者と受託者との明確な責任の分担の下で行われるよう次の事項を含む契約を受託者と締結しておくこと。

a 委託者は、一般種子の生産について指導及び監督の責任を有すること及び受託者は、これに従うこと。

b 委託者は、生産された一般種子について処分の責任を有すること及び受託者は、これに従うこと。

(2) ほ場の条件

ア ほ場は、気象、土壌、用水等の自然条件が、生産しようとする品種の栽培に適している地域内にあること。

イ 周辺のほ場における植物又は品種の花粉、病原体、汚水等は、一般種子の生産に重大な支障を与える恐れのないこと。

ウ ほ場が団地化し、1 農家最低おおむね 30 アール以上の経営ができ得るものであること。

(3) 生産者の条件

ア 一般種子の生産に直接責任を有する者（種子の生産が委託により行われる場合は受託者）は、種子の生産の方法に関し必要な知識及び技術を有し、かつ種子の生産に熱意を有すること。

イ 一般種子の生産に必要な機械及び施設を利用できる体制を有していること。

ウ 1 作物について 2 品種以上の栽培を避けること。

(4) 品種の条件

原則として要綱第 2 条に規定する奨励品種又は今後普及する見込のある主要農作物の品種とする。

(5) その他の条件

指定採種ほは、原則として 1 箇所 10 アール以上とし、1 団地 5 ヘクタール以上の団地が望ましい。

**第 3** 指定原種ほ等については、原種等が適正かつ確実に生産されると認められる場合に限り、第 2 の指定採種ほの指定に係る規定を準用し、指定するものとする。

**第 4** 種子生産技術の習得、取扱いの馴致のためやむを得ない場合のほか指定種子生産者の変更は、これを避けるものとする。

**第 5** 指定採種ほ又は指定原種ほ等として県が指定した全てのほ場においては、直ちに別記参考様式による標札をほ場に設置し、一般に周知させるものとする。

なお、要綱第 9 条に基づくほ場審査において不合格になった場合は、直ちにこれを撤去することとする。

(別記参考様式)

30cm以上

**品 種 名 :**

**埼 玉 県 指 定 採 種 ほ**  
**(指定原種ほ、指定原原種ほ)**

**地 番 :**

**面 積 :**

**生 産 者 名 :**  
**(担当者名)**

30cm以上

The diagram shows a rectangular label with a dashed line indicating a 30cm width and a 30cm height. The text inside the label is as follows:

注：標札は、堅牢なものにするとともに、耐水性のインクを用いて記載すること。